



平成 21 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アイケイコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 義博
(コード番号 3377 東証二部)
問 合 せ 先 取締役 総合管理本部管掌 山 縣 俊
(TEL. 03-6803-8855)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 26 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更を平成 21 年 11 月 26 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、いわゆる株券電子化により株券が無効となりました。これにともない、定款から株券の発行を前提とした規定を削除するとともに、「実質株主」や「実質株主名簿」といった従来の保管振替制度を前提とした事項を削除することが必要となります。

このため、現行定款第 7 条を削除し、現行定款第 9 条、第 12 条および第 44 条ならびに第 45 条の変更を行うとともに、規定の削除にともなう、条数の繰上げ、および文言の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年11月26日（木曜日）	予定
定款変更の効力発生日	平成21年11月26日（木曜日）	予定

定款変更の内容（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 6 条 （条文省略）	第 1 条～第 6 条 （現行どおり）
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>（株券の発行）</u>	（削除）
第 7 条 <u>当会社の株式については、株券を</u> <u>発行する。</u>	
（自己の株式の取得）	（自己の株式の取得）
第 8 条 （条文省略）	第 7 条 （現行どおり）
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第 9 条 当会社は、株式につき株主名簿管 理人を置く。	第 8 条 （現行どおり）
2 株主名簿管理人およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議により 定める。	2 （現行どおり）
3 当会社の株主名簿（ <u>実質株主名簿</u> <u>を含む。以下同じ。</u> ）、 <u>新株予約権原</u> <u>簿および株券喪失登録簿</u> の作成並 びに備置き、その他の株主名簿、 <u>新</u> <u>株予約権原簿および株券喪失登録</u> <u>簿</u> に関する事務は、これを株主名簿 管理人に委託し、当会社においては 取扱わない。	3 当会社の株主名簿 <u>および新株予</u> <u>約権原簿</u> の作成並びに備置き、 <u>そ</u> <u>他の株主名簿および新株予約権原簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管 理人に委託し、当会社においては取 扱わない。
（株式取扱規定）	（株式取扱規程）
第 10 条 （条文省略）	第 9 条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(招集)	(招集)
第 <u>11</u> 条 (条文省略)	第 <u>10</u> 条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第 <u>12</u> 条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に <u>記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 <u>11</u> 条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第 <u>13</u> 条～第 <u>17</u> 条 (条文省略)	第 <u>12</u> 条～第 <u>16</u> 条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第 <u>18</u> 条～第 <u>26</u> 条 (条文省略)	第 <u>17</u> 条～第 <u>25</u> 条 (現行どおり)
(取締役会規定)	(取締役会規程)
第 <u>27</u> 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会 <u>規定</u> による。	第 <u>26</u> 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会 <u>規程</u> による。
第 <u>28</u> 条～第 <u>29</u> 条 (条文省略)	第 <u>27</u> 条～第 <u>28</u> 条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第 <u>30</u> 条～第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 <u>29</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 <u>38</u> 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会<u>規定</u>による。</p> <p>第 <u>39</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>40</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 <u>43</u> 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>44</u> 条 当社は毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に<u>記載または記録</u>された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 <u>45</u> 条 当社は取締役会の決議により、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に<u>記載または記録</u>された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当」という。)を行なう事が出来る。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第 <u>37</u> 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会<u>規程</u>による。</p> <p>第 <u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>39</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 <u>42</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>43</u> 条 当社は毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 <u>44</u> 条 当社は取締役会の決議により、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当」という。)を行なう事が出来る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 45 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>

以上